

令和 2 年度

定期 監査 報告書

(本庁、支所、幼稚園・保育園、小・中学校ほか)

駒ヶ根市監査委員

監査 ～ 37
令和3年1月18日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三 様
駒ヶ根市議会議長 三原 一高 様
駒ヶ根市行政委員会の長 様

駒ヶ根市監査委員 下平 昭治
同 竹村 正司
同 小林 敏夫

令和2年度定期監査の結果報告について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第1項第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和2年度の定期監査（本庁及び出先）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づく定期監査

第2 監査の期日及び対象

期 日	監 査 対 象 部 局
10月6日(火)	総務部；総務課・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会、税務課、 危機管理課 総務部出先機関〔中沢支所・中沢財産区、東伊那支所〕
10月9日(金)	教育委員会；子ども課〔含；(一財)駒ヶ根市給食財団の経営状況〕、 社会教育課〔含；(公財)駒ヶ根市文化財団の経営状況〕
10月15日(木)	産業部；農林課・農業委員会、商工振興課、 観光推進課〔含；駒ヶ根高原温泉開発(株)の経営状況〕
10月20日(火)	会計室、議会事務局・公平委員会事務局・監査委員事務局 産業部出先及び指定管理者施設 〔公設地方卸売市場、駒ヶ根高原別荘地、森と水のアウトドア体験広場・ 菅の台水と文化の森公園〕 民生部指定管理者施設〔駒ヶ根市老人福祉センター長寿荘〕
10月27日(火)	教育委員会出先機関及び指定管理者施設 〔東伊那小学校、東伊那公民館、赤穂中学校、美須津保育園、赤穂公民館、 中沢保育園、中沢公民館、赤穂南幼稚園、みなみ子ども交流センター、 赤穂小学校、すずらん保育園、北割保育園、飯坂保育園、赤穂東小学校、 駒ヶ根市農村交流広場〕
11月4日(水)	建設部；建設課、都市計画課、上下水道課〔含；公営企業会計〕
11月10日(火)	総務部；企画振興課〔含；(株)エコシティ・駒ヶ岳の経営状況〕、 財政課〔含；駒ヶ根市土地開発公社の経営状況〕
11月16日(月)	民生部；生活環境課 建設部出先 〔馬見塚公園、福岡駅前広場、馬見塚市営住宅、向ヶ丘市営住宅、小町公園、 ふじやま公園、馬場配水池、いずみの塔〕
11月26日(木)	民生部；市民課、福祉課、地域保健課 民生部出先機関〔福祉企業センター〕

第3 監査の期間

令和2年9月1日から令和3年1月12日まで

第4 監査の実施場所

駒ヶ根市役所 第5会議室（出先及び指定管理者施設にあつては現地）

第5 監査の実施内容及び着眼点

地方自治法第199条第1項第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和2年度の財務等に関する事務の執行について、予め主要事業執行状況一覧表などの資料の提出を求め、提出資料に基づき関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行い、必要に応じ関係書類の検査及び実地検査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されており、その組織及

び運営の合理化に努めているかに主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

また、定期監査の一環として、公の施設の指定管理者及び出資法人に対する指導監督の状況についても関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行い、必要に応じ実地検査を実施した。

なお、本監査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

(1) 一般・特別会計、公営企業会計の着眼点

- ①事務事業が計画的、合理的に行われているか。
- ②事務事業が公正で、住民福祉の増進に役立つよう行われているか。
- ③事務事業が関係法令等に基づき行われているか。
- ④経済的、かつ効率的な支出が行われているか。
- ⑤公有財産、物品等の管理運用は適切に行われているか。(現金管理を含む)
- ⑥組織及びその運営が合理的か。
- ⑦他団体会計の処理は適正に実施されているか。

(2) 公の施設の指定管理者の着眼点

- ①管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ②管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③管理に関する協定等の締結は適正か。
- ④協定等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤市と指定管理者の責任の分担は明確になっているか。
- ⑥管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。
- ⑦管理業務報告書の点検は適切か。
- ⑧管理者に関する指導監督は適切に行われているか。その記録はあるか。
- ⑨利用状況に注意を払い、利用の促進に努めているか。

(3) 出資法人の着眼点

- ①出資者の権利が適切に行使されているか。
- ②法人の経営成績、財政状態等が正確に把握され、必要な措置を講じているか。
また、その記録はあるか。

第6 監査の結果

財務等に関する事務の執行については、監査した限りでは概ね適正であると認められた。安全・安心な市民生活の確保に向け、今後とも公正かつ効率的な事務事業の執行を期待するものである。

なお、一部に改善又は改善の検討を要すると思われる事例も見受けられたため、令和3年1月12日付け、監査～36で駒ヶ根市長に令和2年度定期監査における指摘事項及び要望事項として提出した。内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じられたい。

第7 令和2年度定期監査における指摘事項及び要望事項

I 全体的要望事項

(1) 他団体会計の取り扱いについて

各課が所管する他団体会計は、自治体の輪番によるものや、事務の性格上から担当部署の職員が取り扱わざるを得ないといった事情は理解できるが、不祥事等の未然防止の観点から必要最小限の取り扱いとすることを重ねて検討されたい。

また、収入票・支出命令書は起票されているが決裁印のないものや日付が誤っていた事例、通帳に動きがあるにも関わらず、収入票・支出命令書が起票されていなかった事例が今年も見受けられたので、改善整備されたい。

更に立替払いの原則禁止、源泉徴収事務の取り扱い等、すべて公金に準じた適正な処理を徹

底するとともに、備えるべき書類として規約（目的や決裁権者が分かるもの）、予算書、事業計画書、収入票、支出命令書、予算差引簿、金銭出納帳等の整備を徹底されたい。【要望事項】

（２）指定管理者施設の書類の整備について

指定管理者施設の監査の際、施設の利用状況、利用料金収入がわかる書類の整備及び管理に不備のみられる施設があった。所管課は、指定管理者との連携を密に行い、適正な業務遂行となるよう、指導監督を徹底されたい。【指摘事項】

（３）提出書類の確認について

例月出納検査や定期監査を実施する中で、細かい所のチェックが出来ていない書類が散見された。以前に比べ職員数が削減され、多岐にわたる業務を遂行していくことは容易な事ではないと推察するが、作成した書類や伝票は公文書であることを認識し、日々の業務に励んでいただきたい。【要望事項】

II 所管別指摘事項及び要望事項

1 総務部

1-1 総務課

（１）交通安全対策について

財政課の火災盗難その他事故調（令和元年9月1日から令和2年8月31日）によれば、1年間での公用車の事故は、7件発生している。何れも人身事故には至っておらず、以前に比べ軽微になってきたとの説明を受けたが、不注意や運転未熟と思われる事故が後を絶たない状況にあると感じたところである。人身事故等の重大な事故の発生を未然に防ぐ観点からも会計年度任用職員も含め、職員の交通安全の徹底並びに安全の意識を高めるための広報や講習会の開催などを計画し、引き続き事故防止に努められたい。【要望事項】

（２）個人情報の保護の徹底について

駒ヶ根市個人情報保護条例については、平成12年の条例施行後20年が経過した。個人情報保護に関しては、全庁的な研修は出来ていない旨の説明があった。毎年職員の異動もあるため、定期的な研修や通達を発出するなど、担当部局においては各部局に対し個人情報保護について再度徹底した意識付けをされたい。【指摘事項】

2 産業部

2-1 商工振興課

（１）新型コロナウイルス緊急経済対策事業について

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている飲食店を含む市内事業者の経営支援及び市民の生活支援を図ることにより地域経済の活性化を目的としたテイクアウト店プレミアム付き応援チケット販売事業、飲食店等プレミアム付き応援チケット発行事業並びに駒ヶ根市プレミアム付き応援券【こま Pay】発行事業は、制度設計や事業実施までの日程が非常に厳しい中において、駒ヶ根市の緊急経済対策として実施されていると認識している。

新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況においては、前出のプレミアム付き応援券発行事業と同様の事業を今後さらに計画していくことも考えられるが、これまで実施した事業の制度設計は適切であったか、住民にとって申し込み方法などが使いやすいものであったか、公平性が考慮されていたか、また、事業の効果などについて十分な検証をされたい。【要望事項】

2-2 観光推進課

(1) 森と水のアウトドア体験広場について

森と水のアウトドア体験広場の木製施設（ウッドデッキ・木柵等）は、経年劣化による腐食等が見られる。また、アルプス体験館のウッドデッキは、合板による補修を行ったことにより段差が発生し、事故につながることも心配される。

また、腐食した木柵に掛けられている危険表示の看板や進入禁止のテープは、非日常を求めて観光地へ訪れるお客様にとって良い印象を与えず、景観的にも好ましい状況とはいえないため、施設の整備計画を出来るだけ早くに策定し、計画的な修繕を実施されたい。

さらに、3on3バスケットコートとスケートボードパークは使用エリアが競合しており、安全性の確保が難しいと言わざるを得ない。3on3バスケット専用コートの建設、または、競技による使用時間の区分など、使用エリアが競合しないような対策を早期に検討し、実施されたい。【指摘事項】

(2) 駒ヶ根高原別荘地ゴミ袋会計について

駒ヶ根高原別荘地のゴミ袋の会計については、会計課で貸出をしている窓口釣銭等前貸金を原資としてゴミ袋を購入し、それを駒ヶ根ユースホテルで販売しているものであるが、年度毎の清算がされていない状態であるため、ゴミ袋の棚卸し及び保有現金の出納検査等により適切な会計処理を実施されたい。

また、別荘地内のゴミ集積所については、不適切な事案も発生しているようであるので、集積所の運営についても、見直しを検討されたい。【指摘事項】

3 建設部

3-1 都市計画課

(1) 都市公園の管理について

出先監査を実施した都市公園の看板の中には、経年劣化等により字が薄い所や印字がはげ落ちて書いてあることが識別できないものがあつた。遊具と同様に定期的に点検を行い、適正な管理に努められたい。【指摘事項】

4 教育委員会

4-1 子ども課

(1) パソコンの管理について

今年度、小中学生に端末が1台ずつ貸与されることとお聞きした。管理に関しては、県で統一した管理手法を考えており、今後市としてマニュアル等を作成し、学校の先生方への研修会を開催するとの報告があつた。1人1台端末の導入に当っては、改めて確実な管理となるよう徹底されたい。【要望事項】

(2) 小学校の他団体会計の取り扱いについて

定期監査において出先監査を実施したところ、小学校で他団体会計の事務において、不備が見受けられた。PTA本会計は適切に処理されていたものの、PTA記念会計（150周年記念事業）においては、銀行口座開設以来、収入・支出伝票が起案されておらず決算監査も実施していないとの報告を受けた。本会計同様に適正な処理をされたい。【指摘事項】

(3) 保育園・幼稚園の遊具の適正管理について

定期監査において出先監査を実施したところ、遊具の経年劣化が複数の園で報告されていた。多くの園で2年に1回の頻度で、業者による点検を実施していると説明があつたが、財政状況から遊具の更新等ができていないこともお聞きした。所管課においては、点検結果や現地確認に基づき更新計画等を作成し、遊具の適正管理に努められたい。

また、専門技術者による遊具の定期点検については、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づき適正に実施されたい。【指摘事項】

4-2 社会教育課

(1) 遊具の安全点検について

指定管理施設（中沢農村交流広場）の遊具については、3日又は4日に1回の割合で日常点検を行い管理しているとの説明があったが、点検の記録が残されていない。日常点検の実施に当っては点検表に記録を残されたい。

また、専門技術者による定期点検については、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づき適正に実施されたい。【指摘事項】

<指摘事項及び要望事項の区分について>

【指摘事項】財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【要望事項】制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

監査告示第5号

令和2年度定期監査に係る指摘事項及び要望事項について駒ヶ根市長からの回答の公表

令和2年度定期監査に係る指摘事項及び要望事項について、令和3年2月12日付けで駒ヶ根市長から回答（措置の通知）があったので、地方自治法第199条第14項及び駒ヶ根市監査委員監査基準第18条第1項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和3年3月1日

駒ヶ根市監査委員	下平	昭治
同	竹村	正司
同	小林	敏夫

令和2年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>I 全体的指摘事項及び要望事項</u></p> <p><u>(1) 他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>各課が所管する他団体会計は、自治体の輪番によるものや、事務の性格上から担当部署の職員が取り扱わざるを得ないといった事情は理解できるが、不祥事等の未然防止の観点から必要最小限の取り扱いとすることを重ねて検討されたい。</p> <p>また、収入票・支出命令書は起票されているが決裁印のないものや日付が誤っていた事例、通帳に動きがあるにも関わらず、収入票・支出命令書が起票されていなかった事例が今年も見受けられたので、改善整備されたい。</p> <p>更に立替払いの原則禁止、源泉徴収事務の取り扱い等、すべて公金に準じた適正な処理を徹底するとともに、備えるべき書類として規約（目的や決裁権者が分かるもの）、予算書、事業計画書、収入票、支出命令書、予算差引簿、金銭出納帳等の整備を徹底されたい。【要望事項】</p> <p><u>(2) 指定管理者施設の書類の整備について</u></p> <p>指定管理者施設の監査の際、施設の利用状況、利用料金収入がわかる書類の整備及び管理に不備のみられる施設があった。所管課は、指定管理者との連携を密に行い、適正な業務遂行となるよう、指導監督を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">【指摘事項】</p> <p><u>(3) 提出書類の確認について</u></p> <p>例月出納検査や定期監査を実施する中で、細かい所のチェックが出来ていない書類が散見された。以前に比べ職員数が削減され、多岐にわたる業務を遂行していくことは容易な事ではないと推察するが、作成した書類や伝票は公文書であることを認識し、日々の業務に励んでいただきたい。【要望事項】</p>	<p><u>(1) 他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>他団体会計の取り扱いについては、規約等に基づき、帳票類等の正確な作成に努めるように確認してまいります。</p> <p><u>(2) 指定管理者施設の書類の整備について</u></p> <p>指定管理施設の書類整備や管理については、常に指定管理者と連携をとる中で、適切な業務が遂行されるように、指導の徹底をします。</p> <p><u>(3) 提出書類の確認について</u></p> <p>細かい部分のチェック体制については、複数の目で確認し、公文書としての重要性を再度確認します。</p>

令和2年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>II 所管別指摘事項及び要望事項</u></p> <p><u>1 総務部</u></p> <p><u>1-1 総務課</u></p> <p><u>(1) 交通安全対策について</u></p> <p>財政課の火災盗難その他事故調（令和元年9月1日から令和2年8月31日）によれば、1年間での公用車の事故は、7件発生している。何れも人身事故には至っておらず、以前に比べ軽微になってきたとの説明を受けたが、不注意や運転未熟と思われる事故が後を絶たない状況にあると感じたところである。人身事故等の重大な事故の発生を未然に防ぐ観点からも会計年度任用職員も含め、職員の交通安全の徹底並びに安全の意識を高めるための広報や講習会の開催などを計画し、引き続き事故防止に努められたい。【要望事項】</p> <p><u>(2) 個人情報の保護の徹底について</u></p> <p>駒ヶ根市個人情報保護条例については、平成12年の条例施行後20年が経過した。個人情報保護に関しては、全庁的な研修は出来ていない旨の説明があった。毎年職員の異動もあるため、定期的な研修や通達を発出するなど、担当部局においては各部局に対し個人情報保護について再度徹底した意識付けをされたい。</p> <p>【指摘事項】</p> <p><u>2 産業部</u></p> <p><u>2-1 商工振興課</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス緊急経済対策事業について</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている飲食店を含む市内事業者の経営支援及び市民の生活支援を図ることにより地域経済の活性化を目的としたテイクアウト店プレミアム付き応援チケット販売事業、飲食店</p>	<p><u>1 総務部</u></p> <p><u>1-1 総務課</u></p> <p><u>(1) 交通安全対策について</u></p> <p>全ての職員(会計年度職員を含む)に対して、交通安全の徹底と安全意識を高めるように、交通安全管理者からの定期的な情報発信を行うとともに、必要に応じて、講習会等の計画を検討してまいります。</p> <p><u>(2) 個人情報の保護の徹底について</u></p> <p>個人情報の保護に関し、業務を遂行する上で必要な内容を盛り込んだ資料を作成し、毎年度周知を行うことにより、意識付けを図ってまいります。</p> <p><u>2 産業部</u></p> <p><u>2-1 商工振興課</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス緊急経済対策事業について</u></p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束状況等により、今後駒ヶ根市緊急経済対策として同様の事業を実施する場合には、参加いただいた事業者からのアンケート結果や市民の皆さんからの声を聴くなど事業の効果等十分検証し、多く</p>

令和2年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p>等プレミアム付き応援チケット発行事業並びに駒ヶ根市プレミアム付き応援券【こまPay】発行事業は、制度設計や事業実施までの日程が非常に厳しい中において、駒ヶ根市の緊急経済対策として実施されていると認識している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない状況においては、前出のプレミアム付き応援券発行事業と同様の事業を今後さらに計画していくことも考えられるが、これまで実施した事業の制度設計は適切であったか、住民にとって申し込み方法などが使いやすいものであったか、公平性が考慮されていたか、また、事業の効果などについて十分な検証をされたい。</p> <p style="text-align: center;">【要望事項】</p> <p><u>2-2 観光推進課</u></p> <p><u>(1) 森と水のアウトドア体験広場について</u></p> <p>森と水のアウトドア体験広場の木製施設（ウッドデッキ・木柵等）は、経年劣化による腐食等が見られる。また、アルプス体験館のウッドデッキは、合板による補修を行ったことにより段差が発生し、事故につながることも心配される。</p> <p>また、腐食した木柵に掛けられている危険表示の看板や進入禁止のテープは、非日常を求めて観光地へ訪れるお客様にとって良い印象を与えず、景観的にも好ましい状況とはいえないため、施設の整備計画を出来るだけ早くに策定し、計画的な修繕を実施されたい。</p> <p>さらに、3on3バスケットコートとスケートボードパークは使用エリアが競合しており、安全性の確保が難しいと言わざるを得ない。3on3バスケット専用コートの建設、または、競技による使用時間の区分など、使用エリアが競合しないような対策を早期に検討し、実施されたい。【指摘事項】</p>	<p>の市民に活用いただき、事業者の支援につながる事業となるよう制度設計をしております。</p> <p><u>2-2 観光推進課</u></p> <p><u>(1) 森と水のアウトドア体験広場について</u></p> <p>広場内の老朽化が進んでいる施設につきましては、修繕計画を立てながら年次的な補修を実施します。なお、危険な箇所については利用者の安全を第一に対応してまいります。</p> <p>スケートボードパークにつきましては、3on3の移転を視野に関係部署と協議を進めていきます。</p>

令和2年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>(2) 駒ヶ根高原別荘地ゴミ袋会計について</u> 駒ヶ根高原別荘地のゴミ袋の会計については、会計課で貸出をしている窓口釣銭等前貸金を原資としてゴミ袋を購入し、それを駒ヶ根ユースホテルで販売しているものであるが、年度毎の清算がされていない状態であるため、ゴミ袋の棚卸し及び保有現金の出納検査等により適切な会計処理を実施されたい。</p> <p>また、別荘地内のゴミ集積所については、不適切な事案も発生しているようであるので、集積所の運営についても、見直しを検討されたい。【指摘事項】</p> <p><u>3 建設部</u></p> <p><u>3-1 都市計画課</u></p> <p><u>(1) 都市公園の管理について</u> 出先監査を実施した都市公園の看板の中には、経年劣化等により字が薄い所や印字がはげ落ちて書いてあることが識別できないものがあった。遊具と同様に定期的に点検を行い、適正な管理に努められたい。【指摘事項】</p> <p><u>4 教育委員会</u></p> <p><u>4-1 子ども課</u></p> <p><u>(1) パソコンの管理について</u> 今年度、小中学生に端末が1台ずつ貸与されることとお聞きした。管理に関しては、県で統一した管理手法を考えており、今後市としてマニュアル等を作成し、学校の先生方への研修会を開催するとの報告があった。1人1台端末の導入に当っては、改めて確実な管理となるよう徹底されたい。【要望事項】</p>	<p><u>(2) 駒ヶ根高原別荘地ゴミ袋会計について</u> ご指摘のありましたゴミ袋会計につきましては、年度毎にゴミ袋の棚卸し及び保有現金の出納検査等により、適切な会計処理に努めてまいります。</p> <p>また、ゴミ集積所の課題におきましては、令和3年度中に別荘地におけるごみ処理の在り方の見直しを行い、集積所のごみ出しルールの徹底を図ってまいります。</p> <p><u>3 建設部</u></p> <p><u>3-1 都市計画課</u></p> <p><u>(1) 都市公園の管理について</u> ご指摘のありました馬見塚公園の利用案内看板については、現在既存の看板を利用し盤面を新たに張替えるように業者へ発注しております。</p> <p>作業の完了期日は2月末を予定しております。</p> <p><u>4 教育委員会</u></p> <p><u>4-1 子ども課</u></p> <p><u>(1) パソコンの管理について</u> 今後パソコンの台数も増え、管理を慎重にしていくことが必要であることは認識しておりますので、学校とも連携し、確実な管理体制を築いてまいります。</p>

令和2年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>(2) 小学校の他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>定期監査において出先監査を実施したところ、小学校で他団体会計の事務において、不備が見受けられた。PTA本会計は適切に処理されていたものの、PTA記念会計（150周年記念事業）においては、銀行口座開設以来、収入・支出伝票が起案されておらず決算監査も実施していないとの報告を受けた。本会計同様に適正な処理をされたい。【指摘事項】</p>	<p><u>(2) 小学校の他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>この度の指摘を受け、当該校には適正な会計処理を行うよう伝え、直ちに会計諸帳簿を整えるよう指示しました。</p> <p>今後の校長会、事務職員会でも他団体会計の扱いについて徹底をしております。</p>
<p><u>(3) 保育園・幼稚園の遊具の適正管理について</u></p> <p>定期監査において出先監査を実施したところ、遊具の経年劣化が複数の園で報告されていた。多くの園で2年に1回の頻度で、業者による点検を実施していると説明があったが、財政状況から遊具の更新等ができていないこともお聞きした。所管課においては、点検結果や現地確認に基づき更新計画等を作成し、遊具の適正管理に努められたい。</p> <p>また、専門技術者による遊具の定期点検については、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づき適正に実施されたい。【指摘事項】</p>	<p><u>(3) 保育園・幼稚園の遊具の適正管理について</u></p> <p>点検結果や現地確認に基づき適正管理に努めるとともに、点検結果に基づき点検業者と打合わせをする中で優先順位を決め、補修、更新、撤去等適正な管理に努めます。</p> <p>また、遊具点検については、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針を参考に実施しております。</p>
<p><u>4-2 社会教育課</u></p> <p><u>(1) 遊具の安全点検について</u></p> <p>指定管理施設（中沢農村交流広場）の遊具については、3日又は4日に1回の割合で日常点検を行い管理しているとの説明があったが、点検の記録が残されていなかった。日常点検の実施に当っては点検表に記録を残されたい。</p> <p>また、専門技術者による定期点検については、国土交通省の都市公園における遊具の安全</p>	<p><u>4-2 社会教育課</u></p> <p><u>(1) 遊具の安全点検について</u></p> <p>遊具点検記録については、監査委員の指摘を受け、令和2年12月から点検表を整備し、点検実施の際には記録を行うように対応しました。</p> <p>専門技術者による定期点検については、例年通り適正な実施を行います。</p>

令和2年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p>確保に関する指針及び一般社団法人日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づき適正に実施されたい。【指摘事項】</p>	
<p><指摘事項及び要望事項の区分について></p> <p>【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの</p> <p>【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの</p>	